

第5章

重点分野

本章では、「地球温暖化・エネルギー対策の推進」「一般廃棄物対策の推進」「緑の保全・創出・育成」「大気環境対策の推進」「化学物質対策の推進」「環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進」「環境教育・環境学習の推進」「環境パートナーシップの推進」の8つの分野を重点分野として掲げるとともに、それぞれの分野において重点目標、市の取組を示すとともに、重点分野の推進に関する市民・事業者の取組例を示します。

第5章 重点分野

1 重点分野の考え方

本章では、本市の環境の保全及び創造を進め、第3章に示した「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」を実現することや、市民や事業者との協働の取組を進めやすくすることなどのために積極的に取り組む重点分野を明らかにし、各分野における取組や目標を示します。

(1) 重点分野に掲げる分野、重点課題の設定

重点分野に掲げる分野は、「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」を実現する上での課題と考えられるもののうち社会的要請の高い課題、市の環境特性に係る課題、すべての主体の取組が不可欠な課題などに対する積極的な取組が求められる分野について、改定前の計画の目標達成状況を勘案した上で設定します。

また、各重点分野における課題解決に向け、特に留意すべき事項を重点課題として示します。

(2) 各主体の取組

重点分野に関して市が取り組むもののうち、主な施策を「市の取組」として示します。

また、重点分野における課題の解決に向けては、多様な主体が協働して取り組むことでより大きな効果が期待されることから、「市民・事業者の取組例」として、市民及び事業者のそれぞれについて、重点分野の課題解決に向けて効果が大きいと考えられる自主的な環境配慮行動の例を示しています。

なお、ここに掲げる取組例などの環境配慮行動の例については、「第7章 環境配慮指針」にまとめています。

(3) 重点分野の進行管理

重点分野では、数値目標や指標を設定することを基本とし、これらを活用した進捗状況の把握を行うとともに、その結果について、市民及び学識経験者等から構成される環境審議会などにおいて、適正かつ客観的に点検・評価を行います。

なお、数値目標を設定しない場合についても、毎年 の 現況を把握するだけでなく、経年推移を把握することで、点検・評価を行います。

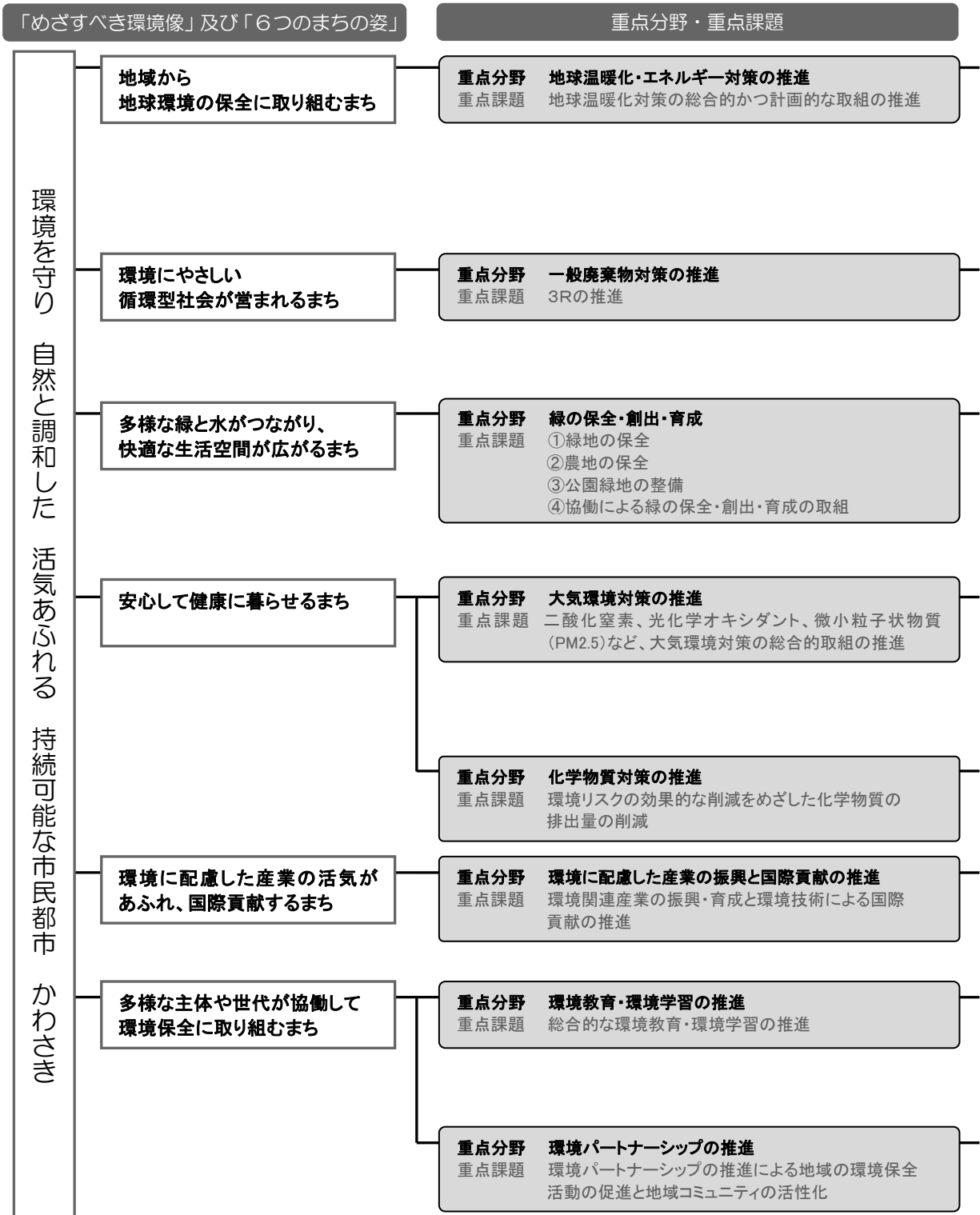
(4) 分野別計画との関係

重点分野の重点目標や取組は、「一般廃棄物処理基本計画」「緑の基本計画」など、分野別計画との整合に配慮しています。このため、重点分野における目標年次は、環境基本計画の計画期間である2020年度と異なることもあります。

なお、環境に関する分野別計画が策定・改定される場合には、本計画との関係について整理を行い、目標や施策について整合を図るなどの必要な調整を行います。

2 重点分野における課題、目標

前ページに示した考え方にに基づき、各重点分野、重点分野における重点課題、重点目標・指標と本計画がめざす環境像（「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」）との関係の一覧を次に示します。



重点目標・指標

重点目標・指標

- ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。
- ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。
- ・国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。

重点目標・指標

- ごみ焼却量:2013年度までに37万トン
上記目標の達成に向けて、次の点に留意するものとする。
- ・市民一人一日当たりのごみ排出量:2013年度までに1,128g
 - ・資源化量:2015年度までに20万トン(資源化率目標値35%)

重点目標・指標

- ①緑地の保全:施策による緑地の保全面積:2017年度までに272ha(現状:211ha(2009年度))
- ②農地の保全:施策による農地の保全面積:2017年度までに416ha(現状:407ha(2009年度))
- ③公園緑地の整備:都市公園等の整備面積:2017年度までに769ha(現状:716ha(2009年度))
- ④協働による緑の保全・創出・育成の取組:
公園管理運営協議会の発足数:2017年度までに1,000公園(現状:435公園(2009年度))

重点目標・指標

- ①二酸化窒素:2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。
- ②光化学オキシダント:
環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。
- ③微小粒子状物質(PM2.5):環境基準の早期達成を目指す。

重点目標・指標

- 市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特第一種指定化学物質の排出量:
2008年度を基準年度として、2018年度までに30%削減すること。

重点目標・指標

- ①海外からの環境技術視察・研修の受入人数:現状(2009年度1,143人)より増やすこと。
- ②環境に係る国際会議・イベント等実施状況
- ③環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容

重点目標・指標

- ①環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況
- ②環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数:
2010年度から2020年度までに延べ800人
- ③小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況

重点目標・指標

- ①資源集団回収量:2013年度までに65,000トン
- ②市民植樹参加者数:現状(2009年度250人(市主催分))より増やすこと。
- ③まちの美化運動等参加者数:現状(2009年度15,104人(多摩川美化活動参加者))より増やすこと。

3 重点分野別の取組等

重点分野 地球温暖化・エネルギー対策の推進

重点課題 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な取組の推進

趣旨と背景

1997年に京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」では、わが国をはじめ、先進各国に1990年を基準年として第一約束期間（2008年から2012年の5年間）で温室効果ガスの排出量を削減する目標が定められており、達成に向けた取組が進められています。

また、第一約束期間以降の枠組に関する議論については、2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）において、一定の合意について留意するとの決定がなされるなど、国際的枠組の構築に向けた交渉が続けられています。

こうした中、本市では、1998年に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦～地球環境保全のための行動計画～」を策定し、また、2004年に同計画を改訂した「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」では温室効果ガスの排出量を、2010年までに基準年である1990年に比べ6%削減するという目標を掲げ、市民、事業者、学校、行政の主体ごとに達成に向けた取組を進めてきました。

このほか、1997年に「川崎市新エネルギービジョン」を、1998年に「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を策定し、その後見直しを行いながら、再生可能エネルギー分野や市による率先実行について取組を進めてきました。

また、2008年2月には、「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を発表し、「環境」と「経済」の調和と好循環の推進に向けた具体的な取組を行っています。

そして、2009年12月に、各主体による地球温暖化対策のルールとして「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を制定するとともに、2010年10月には、同条例に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定するなど、地球温暖化対策の取組を推進してきました。

このように、様々な取組を進めてきた結果、市内の温室効果ガスの排出量は、基準年に比べて、2008年度の速報値において13.9%の減少となるなど、6%削減の目標を満たしていますが、二酸化炭素の部門別排出量において、民生部門の増加率が非常に高いなどの課題も見られ、今後とも取組を一層推進していく必要があります。

以上のことから、「地球温暖化対策の総合的かつ計画的な取組の推進」を重点課題として位置付け、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

重点目標・指標

- ・市域における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、本市の特徴である優れた環境技術を活かし地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献することで2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。
- ・各主体が削減目標に向かって、自らの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、協働の取組を進めることで、温室効果ガス排出量を削減する。
- ・国全体の中期目標に関する検討状況等を見極めながら、必要に応じて目標の改定について検討を行う。

市の取組

- 大規模事業者の温室効果ガス排出量削減の促進
- 低 CO₂ 川崎ブランドの推進
- 地域地球温暖化防止活動推進センター等との協働した地球温暖化対策の推進
- 地球温暖化対策に係る普及啓発の推進
- 環境にやさしい交通ネットワークの構築に向けた取組の推進
- 電気自動車の導入に対する助成
- 再生可能エネルギー源等の利用拡大に向けた仕組みづくりの推進
- 高いエネルギー効率を有する建築物の誘導に向けた取組の推進
- 人工排熱の削減の促進
- 壁面、屋上緑化の促進

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・電気、水道、ガス等の使用量の削減
- ・太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源の積極的な活用
- ・省エネルギー型の電気製品、ガス器具等の選択
- ・冷暖房機器の適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）設定
- ・ごみの減量、分別の徹底などによる資源消費の抑制
- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・エコドライブの推進

■ 事業者の取組

- ・太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー源の積極的な導入
- ・工場廃熱などの未利用エネルギーの有効活用
- ・業務用施設、空調、ボイラー等に関する省エネルギー型設備の積極的な導入、適正な維持管理
- ・省 CO₂、省資源化等に資する新技術の開発、エコビジネスの創出の推進
- ・事業活動に使用する自動車へのハイブリッド車、電気自動車等の積極的な導入
- ・エコドライブの推進
- ・建築物の断熱化の推進
- ・建築物環境配慮制度の積極的な活用

重点分野**一般廃棄物対策の推進****重点課題****3 Rの推進**

※3 R：リデュース〔発生・排出抑制〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用〕

趣旨と背景

本市では、2005年4月に「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に、「一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3 R）」（以下「処理基本計画」という。）を策定し、3 R（リデュース〔発生・排出抑制〕・リユース〔再使用〕・リサイクル〔再生利用〕）を基調とした取組を推進してきました。

処理基本計画の策定後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や個別リサイクル法の改正とともに、「第2次循環型社会形成推進基本計画（2008年3月）」や廃棄物処理法に基づく「ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針（2008年6月）」が策定されるなど、環境保全を前提に市民の安全・安心が確保されることを軸とした循環型社会形成のための施策の推進が求められてきました。

このような状況を踏まえ、公衆衛生の向上と生活環境の保全を確保する「適正処理」を前提に、3 Rを基調とした循環型社会の構築と低炭素社会の実現を目指した取組を推進するため、2009年4月に「一般廃棄物処理基本計画」における行動計画を改定しました。

これまでの取組により、近年の人口増加の中で、一人一日当たりのごみ排出量（一般家庭や事業者から発生する普通ごみや資源物とともに、粗大ごみも含めた総量÷人口÷年間日数）や焼却ごみ量が、2005年度に比べて2007年度には減少していることから、ごみの減量やリサイクルの取組は、市民や事業者の間に浸透しつつあると言えます。

一方、資源集団回収などの資源物を含む一般廃棄物の総量に対する資源化率は、近年横ばいの状況です。

また、大規模な市街地再開発などにより、予想を上回るペースで人口が増加していることから、ごみ量の増加も懸念されます。

処理基本計画に掲げる目標を達成し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを実現するためには、今後も、①発生・排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位にしたがい、市民、事業者、行政の協働の下、3 Rを基調とした、さらなる取組の強化が求められています。

以上のことから、「3 Rの推進」を重点課題として位置付け、取組の積極的な推進を図ります。

重点目標・指標

ごみ焼却量：2013年度までに37万トン

上記目標の達成に向けて、次の点に留意するものとする。

- ・市民一人一日当たりのごみ排出量^{※1}：2013年度までに1,128g
- ・資源化量^{※2}：2015年度までに20万トン（資源化率目標値35%）

3 R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基調とした取組を一層推進し、3処理センター体制^{※3}の実現を目指します。

※1 ごみ排出量：一般家庭（普通ごみ：粗大ごみ、家庭系資源物（資源集団回収を含む））、事業者（事業系ごみ、事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計

※2 資源化量：資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・ミックスペーパー・小物金属）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみ）を含めて算出

※3 現在の4処理センター（ごみ処理施設）の体制を3処理センター体制とすることを旨とする。

市の取組

- プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- ミックスペーパー分別収集の拡大
- 資源集団回収事業の拡充
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- 環境教育・環境学習の充実
- 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進
- 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及
- レジ袋の削減に向けた取組
- 事業系資源物のリサイクルルートの確立
- ごみ発電事業の推進
- 搬入禁止物の混入防止
- 施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・使い捨て製品の使用自粛、再生品や詰め替え製品の優先的な使用
- ・買い物袋（マイバッグ）の持参による適正包装への協力及びポリ袋の使用の削減
- ・コンポスト化容器や生ごみ処理機の使用等による生ごみの減量化
- ・リユース食器やマイカップなどの積極的な利用
- ・地域での資源集団回収やごみ集積所の環境美化への積極的な参加
- ・資源の有効利用となるごみの適正な分別収集への協力

■ 事業者の取組

- ・過剰包装の自粛や適正包装の推進などによるごみの減量
- ・資源物のリサイクルや資源の有効利用
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の自らの責任における適正処理

重点分野 緑の保全・創出・育成

- 重点課題 ①緑地の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備
④協働による緑の保全・創出・育成の取組

趣旨と背景

本市では、2008年3月に「川崎市緑の基本計画」を定め、緑の実状を踏まえた都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めています。

緑は、地球温暖化対策、都市気象の調整、水循環保全、生物多様性の保全、景観形成、暮らしのうるおいなど、様々な機能をもつ大切な環境資源です。

しかし、本市では市街化が著しく土地の高度利用による開発需要が高いことや、相続時における土地利用転換などに起因して、樹林地や農地の減少傾向が続いています。このため、本市に残されている良好な緑を積極的に保全していくことが必要とされています。

また、公園緑地は、貴重な緑のオープンスペースであり、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの多様な機能を兼ね備えているほか、市域の緑と水のネットワークの形成に重要な役割を果たします。

本市の公園緑地については、計画的な整備を推進していますが、多様なニーズへの対応や、老朽化した公園の再整備、適切な維持管理などが課題となっています。

こうした中で、地域における多様な緑を持続的に保全・創出・育成していくためには、地域の様々な主体の協働と連携による取組が不可欠であり、地域の緑や、地域社会とその活動などの特性に合せた協働の仕組みを築いて活動していくことが大切です。地域の様々な主体が緑に関わる活動に取り組むことにより、地域の環境がより良いものとなるとともに、活動に取り組む地域の力が高まり、独自性をもった豊かな地域コミュニティがつけられていくことにもつながります。

このように、緑の保全、創出、育成には様々な取組が必要となることから、「緑地の保全、農地の保全、公園緑地の整備、協働による緑の保全・創出・育成の取組」を重点課題として位置付け、総合的な取組の推進を図ります。

重点目標・指標

- ①緑地の保全：施策による緑地の保全面積^{*1}
2017年度までに272ha（現状：211ha（2009年度））
- ②農地の保全：施策による農地の保全面積^{*2}
2017年度までに416ha（現状：407ha（2009年度））
- ③公園緑地の整備：都市公園等^{*3}の整備面積
2017年度までに769ha（現状：716ha（2009年度））
- ④協働による緑の保全・創出・育成の取組：公園管理運営協議会の発足数
2017年度までに1,000公園（現状：435公園（2009年度））

※1 施策による緑地の保全面積：特別緑地保全地区、緑の保全地域等、法・条例等により保全されている緑地面積

※2 施策による農地の保全面積：農業振興地域内農用地、生産緑地地区内農地等、法・要綱等により設置された市民農園を含む農地面積

※3 都市公園等：都市公園、臨海公園（港湾緑地）、臨海部における緑地

市の取組

取組① 緑地の保全

樹林地は、温暖化対策や都市気象の緩和などの環境保全機能を持つ自然的環境資源です。しかし本市に存する樹林地は、開発事業や相続対策などによる喪失が顕著となっていることから、緑地保全施策を講じていく必要があります。緑地総合評価により、保全すべき緑地を見極め、地権者の理解と協力を得ながら、「特別緑地保全地区」、「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」や「ふれあいの森」の締結、「保存樹林」など様々な緑地保全制度を効果的に講じながら、保全面積の増加を図ります。

- 特別緑地保全地区、緑の保全地域等の指定やふれあいの森（市民緑地）の設置の推進、緑地保全協定の締結による緑地保全施策の推進
- 新たな緑地保全管理の検討・実施

取組② 農地の保全

農地は、農産物の供給ばかりでなく、緑、水循環、環境保全、生物多様性、景観など多面的な機能を有しています。持続的に農地が保全されその機能が十分発揮されるよう、農業が継続的に営まれるための農業振興を推進するとともに、所有者自らによる農業の継続が難しい農地は、多面的に活用しながら保全していきます。また、農を知る機会と参加する仕組を充実させ、市民の農地や農業に対する理解を深めます。

- 生産緑地地区の指定の推進
- 市内農地の活用による保全
- 担い手支援や地産地消、環境保全型農業の推進などによる農業振興
- 農を知る機会と参加する仕組の充実

取組③ 公園緑地の整備

公園緑地には、レクリエーションの場の提供、防災機能の強化、景観形成などの機能があります。市域の核となる大規模公園の早期完成や、地域レベルでの拠点となる公園の整備を進め、生活空間における緑の質を高めます。

- 大規模公園緑地の整備推進
- 歩いていける身近な公園の整備推進
- 既存公園の再整備
- 基幹的広域防災拠点として東扇島東公園の有効活用

取組④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組

市域の緑は、地域における様々な主体による保全・創出・育成の取組によって支えられています。生活空間に緑を実感し、質の高い居住環境を形成させるためには、地域を構成する様々な主体の参加と連携、協働が持続的に行われることが大切です。地域にとって身近な公園緑地の管理を、地元で組織する公園管理運営協議会が行うことは、その代表的な取組の一つです。緑のボランティアやリーダーの育成、協働の仕組づくりなどの支援を行い、取組を広げていきます。

- 多様な主体による公園管理の促進
- 公園緑地の適切な管理と有効活用

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・保全された緑地の緑の保全・再生・育成・管理活動への参加
- ・身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参加
- ・緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画
- ・緑の人材育成の講座等への参加

このほか、緑の管理に関する専門知識を持つ者には、次のような取組例も挙げられます。

- ・緑の保全や管理の活動に参加する市民に対する、緑の保全・育成・創出に関する技術や知識の積極的な指導や活動支援

■ 事業者の取組

- ・緑化に関する協定の締結や保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加
- ・市民活動への支援

このほか、開発事業者には、次のような取組例も挙げられます。

- ・自然的環境への保全配慮

重点分野 大気環境対策の推進

重点課題 二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) など、大気環境対策の総合的取組の推進

趣旨と背景

大気環境の改善は、これまで公害対策に取り組んできた本市の環境行政を代表する環境政策分野の一つであり、市民の関心も高い分野です。

本市は、日本で最も厳しいとされる条例を制定し、工場等への規制や監視を強化するなどの対策をとるとともに、周辺自治体と連携して自動車排出ガス対策にも取り組むことにより、硫黄酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染は大幅に改善されました。

しかし、依然として環境基準や環境基本計画の目標が未達成な物質もあり、2009年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントなどの大気汚染は、国においても重要な課題として位置付けられているなど、新たな大気環境対策が求められています。

光化学オキシダントについては、従来からも課題として位置付けられていましたが、近年は高濃度化、注意報の発令日数の増加、高濃度の状態が夜間まで残るなど、新たな問題も出現しており、発生メカニズムの解明のほか周辺自治体と連携した広域的な取組も求められています。

微小粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染の原因としては、工場等の固定発生源や自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる窒素酸化物 (NOx) のほか、揮発性有機化合物 (VOC) も原因の一つです。これらの原因物質の排出削減に向けた更なる取組が求められています。

そこで、市内の大気環境の状況や国の動向を踏まえ、「二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質など、大気環境対策の総合的取組の推進」を重点課題として位置付け、重点的な取組を展開することにより、大気環境の保全を目指します。

重点目標・指標

次の大気汚染物質の環境基準等の達成状況

- ①二酸化窒素：2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。
- ②光化学オキシダント：環境基準の達成を目指すとともに、当面の目標として光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指す。
- ③微小粒子状物質 (PM2.5)：環境基準の早期達成を目指す。

大気汚染物質のうち、依然として対策目標値又は環境基準を達成していない二酸化窒素及び光化学オキシダント、並びに2009年9月に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、今後、重点的に対策を推進していきます。

市内の大気環境のうち、「公害防止等生活環境の保全に関する条例」において講ずべき対策上の目標値である対策目標値が未達成である二酸化窒素について、早期の全測定局の達成を目指します。

依然として環境基準 (1時間値0.06ppm以下) が達成されていない光化学オキシダントについては、その主な原因物質であるVOCの対策を推進して、環境基準の達成を目指します。また、現状の光化学オキシダントの濃度レベルを考慮すると、早期に環境基準を達成することは容易ではないと考えられますので、当面の目標として、光化学スモッグ注意報^{注)}の発令回数を低減し、0日を目指します。

PM2.5についても、環境基準の達成に向けて、常時監視体制の整備及び実態把握を行い、対策を推進していきます。

注) 光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに注意報が発令されます。

市の取組

- 工場・事業場等への立入検査の強化
- バスケット規制基準等の監視、指導
- 事業者の自主的取組の促進
- 交通需要を調整する考え方に基づいた取組の推進
- 低公害・低燃費車の普及促進
- エコドライブの普及推進
- 環境に配慮した運搬制度の推進
- 光化学オキシダント対策の推進
- 揮発性有機化合物（VOC）対策の推進
- 未規制物質対策の推進

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・移動時の公共交通機関の積極的な利用
- ・エコドライブの実施
- ・自動車の購入時における低公害・低燃費車の選択
- ・暖房設定温度の適正化

■ 事業者の取組

- ・エコドライブの実施
- ・環境に配慮した運搬の実施要請（荷主・荷受人の取組）
- ・自動車の導入・入替時における低公害・低燃費車の選択
- ・交通渋滞の改善に向けた公共交通機関の積極的な利用

このほか、工場・事業場等事業者には、次のような取組例も挙げられます。

- ・窒素酸化物（NOx）等の排出量が少ない環境性能に優れた燃焼施設等の導入促進
- ・工場、事業場からの排出ガスに関する自主的な管理目標の設定、定期的な測定、適正管理
- ・原材料、製品等の運搬に係る環境負荷の低減

このほか、運輸事業者には、次のような取組例も挙げられます。

- ・集荷・配送のルート最適化など、物流の効率化による環境負荷の低減
- ・低公害・低燃費車の導入
- ・率先的なエコドライブの実施

重点分野 化学物質対策の推進

重点課題 環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質の排出量の削減

趣旨と背景

化学物質は身の回りの様々なものに多様な用途で使用され、生活の向上に大きく寄与しており、日常生活の中では4～5万種もの化学物質と接触する可能性があるといわれています。このような化学物質が、製造、使用、廃棄のライフサイクルの中で、大気、水、土壌に排出され、それに長期間暴露されることにより、人の健康や生態系に好ましくない影響を与える可能性（環境リスク）に対する懸念が高まっています。

国においても、2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界サミット」で提言された、「2020年までに化学物質の生産、使用に伴う人の健康及び環境への影響を最小化させる」という国際目標の達成に向け、環境省の重点施策の中に「国と事業者の適切な役割分担の下、化学物質管理体制を強化する」が位置付けられています。

このような社会情勢の中で、特に本市は京浜工業地帯の中核にあり、全国的にも化学物質の取扱いが多いと考えられることから、これまで特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）や市条例により、化学物質の環境への排出量を低減する取組を実施し、大幅な削減を達成してきました。

しかし、依然として多くの化学物質が環境中に排出されており、化学物質による環境リスクへの懸念が解消されたわけではありません。

したがって、今後、化学物質対策をより充実させるためには、化学物質の排出量の把握に加え、環境リスクの大小の観点から、その対策の必要性や内容を検討し、効果的な環境リスクの低減を図る必要があります。

以上のことから、より有害性の高い化学物質の排出量の削減に向け、「環境リスクの効果的な削減を目指した化学物質排出量の削減」を重点課題として位置付け、化学物質による環境リスクの低減を図ります。

重点目標・指標

市内のPRTR法対象事業所から排出されるPRTR法の特定第一種指定化学物質の排出量：

2008年度を基準年度として2018年度までに30%削減すること。

環境リスクの大きさは、化学物質の持つ有害性と暴露量により決まります。PRTR法では、より有害性の高い物質を特定第一種指定化学物質としており、それを重点的に減らすことにより、効果的な環境リスクの低減を図ります。

市の取組

- 化学物質適正管理の促進（事業所における自主管理の促進、市による事業者の取組支援）
- 市民等への普及啓発や情報提供（市民への化学物質に関する知識の普及及び事業者に対する化学物質による環境汚染の状況の周知など）
- 化学物質の環境リスクの把握（環境リスク評価及びダイオキシン類、有害大気汚染物質、未規制物質の環境調査）
- リスクコミュニケーションの促進（市民への情報提供及び事業者の自主管理に関する社会的合意形成を目指したコミュニケーションの促進）

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・ 化学物質に関する正しい知識の習得、環境に配慮した商品・サービスの選択による日常生活から排出される化学物質の削減
- ・ 周辺の事業所の行うリスクコミュニケーション事業への参加、リスク削減にむけた協働

■ 事業者の取組

- ・ 事業所から排出される化学物質が、事業所周辺に与えている環境リスクの評価
- ・ 代替物質への転換や排出防止施設の設置など、化学物質の取扱工程に応じた効果的にリスクを低減させる対策の検討や実施
- ・ 化学物質の適正管理における社会的合意形成を目指した周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施

重点分野

環境に配慮した産業の振興と国際貢献の推進

重点課題

環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進

趣旨と背景

本市では、公害問題に取り組んだ経験により、多数の優れた環境対策技術やノウハウが培われ、それらが蓄積されています。また、日本の経済成長をリードした京浜工業地帯に集積する高度なものづくり技術から生み出された世界トップレベルの環境関連技術等を有する企業が多数立地しています。

さらに、1997年に国内第一号のエコタウン認定を受け、京浜臨海部の厚みのある企業集積のメリットを活かし、施設間・企業間の連携による資源・エネルギーの有効・循環利用の取組を開始しました。また、活発な産業活動を行いながら地域全体として最も省エネルギー型、省資源型とするエココンビナート構想の推進も行っています。

そして、現在は、世界的なハイテク企業や研究開発機関が多く集積する先端産業都市へと変貌を遂げ、最先端の環境技術・製品が生み出されてきています。

環境を良くする産業や技術の振興が、地域や産業を発展させ、地域や産業が活性化することによって、環境配慮の取組や新たな環境技術の開発がさらに進むという、環境と経済の好循環の取組が本市では進展しています。

地球規模での環境問題が深刻化する中、こうした川崎の特徴や強みを活かし、すぐれた環境技術・製品や環境問題に取り組んだ経験・ノウハウの海外移転を促進することで、世界をリードする環境技術先進都市として地球規模の環境問題の解決に取り組み、国際社会に貢献を図る必要があります。

以上のことから、「環境関連産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進」を重点課題として位置付け、事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究や臨海部立地企業が有する環境技術を活かした国際貢献などの推進を図ります。

重点目標・指標

①海外からの環境技術視察・研修の受入人数:

現状(2009年度 1,143人)より増やすこと

②環境に係る国際会議・イベント等実施状況

③環境技術開発に向けた事業者、大学、研究機関等との連携による共同研究の件数と実施内容*

アジアを中心に、海外からの環境技術研修生の受入れ、海外への指導者派遣などを通じて、川崎のすぐれた環境技術を海外に移転し、工業化の著しいアジア諸国での環境関連産業の成長や環境配慮の取組を促進するなど、国際社会に貢献していきます。

そのため、国際的な環境対策に取り組む国連環境計画(UNEP)等と連携し、臨海部立地企業の有する環境技術を活かした国際貢献を進めます。

また、長年の環境対策で培った環境技術等の蓄積をもつ市内企業の国際的展開を支援し、環境技術のニーズが高く、環境産業の今後の大きな成長が期待されるアジアを中心とする海外への環境技術の移転を促進し、市内環境産業の振興を図ります。

さらに、川崎のフィールドを活かした新たな環境技術の開発を目指し、事業者、大学、研究機関等との産学公民連携した共同研究を通じて、さらなる環境技術の集積を図ります。

* 当該重点分野の進捗状況の評価に当たっては、累積の共同研究数(現状:2009年度12件)を把握するほか、研究の実施内容について環境基本計画年次報告書等により公表する予定です。

市の取組

- 川崎のフィールドを活かした産学公民連携した共同研究による環境技術開発の推進
- 環境、エネルギー等分野の研究開発型〔先端〕産業の創出と集積の促進
- 川崎の優れた環境技術情報の収集・発信
- 国連環境計画（UNEP）連携協調事業の推進
- 環境技術研修生受入や指導者派遣など環境技術の海外移転の推進
- アジア各国のベンチャー創業拠点となるアジア起業家村構想の推進
- 環境技術の集積をもつ企業・研究機関等との連携による、市民の環境技術に対する理解の促進（環境教育・環境学習）

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・開発途上国の資源・エネルギーに依存している現状の認識及び地球規模での環境問題への理解

■ 事業者の取組

- ・環境関連の技術や製品の開発
- ・環境技術研修生受入や指導者派遣など、環境技術の海外移転による国際貢献活動への積極的な取組

重点分野 環境教育・環境学習の推進

重点課題 総合的な環境教育・環境学習の推進

趣旨と背景

今日、私たちを取り巻く環境は様々な課題を抱えています。これらの課題の多くは、私たちの日常生活や事業活動を通じて起こる環境への負荷に起因しています。

これらの環境への負荷に起因する環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政を問わず、すべての人々が環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため、市民一人ひとりに環境配慮の意識を定着させる環境教育・環境学習の取組を推進する必要があります。

本市では、これまで、「川崎市環境教育・学習基本方針（1996年度策定、2005年度改定）」に基づき、積極的に取り組んできました。具体的には、職員の出前授業、イベントの開催等による普及啓発や学習の機会の提供、小学生等へ副読本を配布するなどの教材の充実、また、地域環境リーダーや緑化推進リーダー等を始めとした人材の育成など様々な取組を推進してきました。

その結果として、出前ごみスクール等新しい環境教育・環境学習の機会を増やしたり、地域環境リーダー講座等を修了した人材が地域で活動するなどの成果がありました。

しかし、今日私たちの身の回りで起こっている様々な環境課題の解決のためには、より多くの人に環境問題への正しい理解と認識を啓発するとともに、環境配慮行動や環境保全活動等を実践する人材を増やすことが求められています。併せて、これらの人材同士が交流し、つながるような取組を進めることも重要です。

以上のことから、「総合的な環境教育・環境学習の推進」を重点課題として位置付け、今後とも学習機会の提供、人材育成及び交流の取組の充実を図ります。

重点目標・指標

①環境教育・環境学習に関する講座・講習会開催状況

②環境学習活動や環境保全活動等の人材育成講座の修了生人数：

2010年度から2020年度までに延べ800人

③小・中学校における市民、事業者との協働による環境教育講座等の開催状況

総合的な環境教育・環境学習の推進には、様々な主体での取組を把握するとともに、取組間の連携や相乗効果も考慮した取組の推進が必要です。

環境教育・環境学習においては、地域や学校における環境教育・環境学習がより充実し、多くの市民や子どもたち、そして事業者が、環境問題に気づき、自ら行動に取り組む人材を広げていくことが重要です。また、地域や学校における環境教育・環境学習を充実させるには、それに携わる人材を育成することも重要であり、また、市民の活動を支えるための場や機会の提供も重要です。

市の取組

- 環境教育・環境学習の講座やイベントなどの開催、様々な場や機会の提供
- 区役所など地域に身近な場での環境教育・環境学習の推進
- 身近な自然を活用しての体験型の環境教育・環境学習事業の実施
- 「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育・環境学習の充実
- 幼児期における環境教育の推進
- 環境学習活動や環境保全活動を率先して行う人材の育成
- 育成した人材の活動の場や機会の拡充
- 講座修了生等のネットワークづくりの支援や市民活動団体との交流の促進
- 環境教育・環境学習、環境保全活動を推進する拠点づくり
- 各拠点での環境教育・環境学習の充実

市民・事業者の取組例

■ 市民の取組

- ・環境教育や環境学習の場への積極的な参加、環境問題についての理解の増進
- ・環境に配慮したライフスタイルの実践、環境に関する地域の様々な活動への積極的な参加

■ 事業者の取組

- ・地域への環境負荷低減等についての目標設定、社員への認識の浸透及び目標達成のための行動
- ・社内における環境教育・環境学習の取組に関する社員の家族や地域への周知、様々な媒体を通じた積極的な情報発信
- ・地域で実施する環境保全活動等への積極的な参加及び活動の支援

このほか、環境教育・環境学習に携わる市民団体や事業者、教育機関等には、次のような取組例も挙げられます。

- ・地域や学校等における環境教育・環境学習の実施
- ・地域における様々な主体と連携した環境教育・環境学習の推進
- ・環境教育・環境学習に携わる人材の育成
- ・環境教育・環境学習の場の拡充、提供

重点分野 環境パートナーシップの推進

重点課題 環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化

趣旨と背景

市民や事業者が持つ環境保全に対する知識や経験、意識を積極的な行動に結びつけ、地域の環境を良好なものとしていくためには、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取組に参加できることが望まれます。

本市では、市民活動団体等の自主的な活動を支援するため、川崎市市民活動センターの設置や市民活動助成金制度による活動支援の取組を進めてきました。

その結果、市民活動団体等の活動力も徐々に向上し、近年では身近な公園や市民健康の森、多摩川などにおける管理・運営等の環境保全に関する協働が進んでいます。その他、市民活動団体等から提案を受けて、協働して環境保全等のまちづくりを行う事例も始まっています。一方、事業者との関係においても「市民 10 万本植樹」での苗木の提供などの環境保全等の取組に市との協働の事例も見られるようになりました。

このような取組が少しずつ広がりを見せ始めつつありますが、環境保全活動には関心があるものの実践に至っていない市民や、情報や人材不足が運営上の課題となっている市民活動団体、自ら保有するノウハウや人材を活かしきれていない事業者等それぞれに課題が見受けられます。また、市民ニーズの多様化に伴い、多様化する地域の課題を解決するために投入できる各主体の資源にも限りがあることも課題の一つになっています。

今後は、各主体内や各主体間の交流を促進するとともに、各主体が保有する資源、投入できる資源に関する情報等の集約・共有化を図ることで、各主体による環境保全活動に関する課題解決に取り組むような仕組みを検討することが必要になっています。

このような仕組みの導入を図ることにより、各主体の力を効率かつ効果的に活用し、環境保全等の課題を解決する市民、事業者、市で構成する新たな「環境パートナーシップ」の関係を構築することが期待できます。

また、これらの活動は地域コミュニティ活動とも密接に関わっています。例えば、地域の美化活動や資源集団回収などは、地域の美化やごみの減量だけの側面だけでなく地域コミュニティの活性化にもつながっている一面があります。

地域の環境保全活動の促進が地域コミュニティの活性化につながり、地域コミュニティの活性化が更なる地域の環境保全活動を促進するというような「地域と環境保全活動とのグッドサイクルづくり」の支援についても進めていく必要があります。

以上のことから、「環境パートナーシップの推進による地域の環境保全活動の促進と地域コミュニティの活性化」を重点課題として位置付け、市民、事業者等との環境保全に係る協働の推進に努めます。

重点目標・指標

次の協働による環境保全活動の実施状況

- ①資源集団回収量：2013 年度までに 65,000 トン
- ②市民植樹参加者数：現状（2009 年度 250 人（市主催分））より増やすこと。
- ③まちの美化運動等参加者数：
現状（2009 年度 15,104 人（多摩川美化活動参加者））より増やすこと。

環境パートナーシップの推進には、各主体による地域の環境保全活動への参加が不可欠です。資源集団回収に代表される地域における身近な環境保全活動への参加は地域コミュニティの活性化にも寄与することから、これらの活動の充実に努めます。

市の取組

- 市民・事業者の環境保全に係る自主的取組の促進
- 多様な主体の参加による協働した環境保全活動の推進
- 公園など地域の身近な場での協働による管理・運営の実施
- 地域における環境保全活動を通じた地域コミュニティ活性化への支援
- 環境情報の収集・発信
- 意見交換や交流の場などを通じた環境情報の共有化の推進

市民・事業者の取組例**■ 市民の取組**

- ・地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化、資源集団回収などへの参加
- ・関心のあるテーマでの環境保全の活動や団体への積極的な参加

■ 事業者の取組

- ・地域の環境保全活動への積極的な参加
- ・環境保全に関わる事業者の団体やネットワークへの参加